

## 1 1 中小企業対策の推進について

(経済産業省)

### 【内容】

- (1) 地域の実情を勘案し、「小規模基本法」を踏まえた小規模企業対策の充実を図ること。  
また、「小規模支援法」に基づく「経営発達支援計画」の認定を受けた商工会・商工会議所に対する「伴走型小規模事業者支援推進事業」の予算を拡充するとともに、小規模事業者持続化補助金を継続すること。
- (2) 中小企業者の早期・計画的な事業承継を進めるため、プッシュ型事業承継支援高度化事業などの支援施策を充実すること。
- (3) 商店街の施設整備や賑わいづくりを継続的に支援するため、商店街の活性化に向けたハード、ソフト両面にわたる取組に対する支援制度の拡充を図るとともに、平成31年10月に予定されている消費税増税により、さらなる消費低迷が危惧されることから、消費喚起に結びつくような施策を実施すること。
- (4) 大規模小売店舗が、出店・撤退する場合に地元住民や商店街等との早期の協議等を行うこと、また、商店街組合への参加など商店街活動、まちづくり、地域交流、社会貢献等に協力することを大規模小売店舗立地法に規定すること。
- (5) 「地域中小企業応援ファンド融資事業」については、積極的に新事業展開に取り組む中小企業・小規模企業者に対して、事業を継続する都道府県が十分に支援できる規模を実現できるよう、各団体の希望に応じて可能な段階で追加配分を行うこと。
- (6) 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点）については、中小・小規模企業の売上拡大、販路開拓等の課題解決に繋がるため、次年度以降も継続して実施すること。

(背景)

- 平成26年の「小規模基本法」の成立により、小規模企業の振興の基本原則として、「事業の持続的発展」が新たに位置づけられ、本法に基づく「小規模企業振興基本計画」が策定された。また、同時改正された「小規模支援法」では、商工会・商工会議所が小規模事業者に寄り添って支援する主体と位置付けられるとともに、商工会等が小規模事業者の支援のために策定する経営発達支援計画を国が認定するスキームが創設された。平成30年4月現在、愛知県では62計画（61団体）、全国では1,370計画（1,573団体）が認定されている。
- 認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき商工会・商工会議所が実施する小規模事業者支援に要する経費を補助する「伴走型小規模事業者支援推進事業」は補助上限額が1団体当たり700万となっている。愛知県では今後県下全ての商工会・商工会議所の認定を目指しており、全国で2,000を越す全ての商工会等が認定を目指すべき制度であることを考えると、平成30年度当

初予算49.4億円では不足することが予想される。本事業は、認定された経営発達支援計画の取組を進める上で不可欠な補助であるため、認定数の増加により1団体あたりの補助上限額を減額しないよう、予算の拡充を求める。

- 「小規模事業者持続化補助金」は、小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって、チラシ作成や商談会参加などの販路開拓に取り組む際に活用しやすい補助制度となっている。また、小規模事業者にとって自らの経営を見直すきっかけになるとともに、商工会・商工会議所の経営指導員が実践力を身につける機会ともなっているため、継続を要望する。
- 国は、平成29年度、中小企業経営者の「気付き」を促すことを主な目的とした「事業承継ネットワーク構築事業」を実施した。愛知県では、(公財)あいち産業振興機構が当該事業を受託し、事業承継に関する実態調査を実施したところ、40.8%もの企業が事業承継の準備をしていないことが明らかとなった。
- 平成29年度補正予算「プッシュ型事業承継支援高度化事業」においては、地域の専門家が連携して個者支援など踏み込んだ事業承継支援を実施していることから、中小企業の早期・計画的な事業承継に繋がるものと考えている。
- 平成24年度及び平成25年度の補正予算で造成された国の基金事業では「商店街まちづくり事業(ハード整備事業)」及び「地域商店街活性化事業(ソフト事業)」が実施されたが、この成果が一過性で終わることのないよう、終了した当該事業に代わる新たな支援制度を創設する必要がある。  
また、依然として続く個人消費の低迷の中、平成31年10月に予定されている消費税率引上げにより、さらなる商店街の売上げに影響を及ぼすことが懸念されるため、平成26年度補正予算で措置された「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)」によるプレミアム付商品券発行事業のような直接消費に結びつく施策を実施し、依然厳しい経営環境にある商店街を継続して支援していく必要がある。
- 大規模小売店舗法が廃止され、大型店やチェーン店等の無秩序な出店・撤退により中心市街地等の衰退が進む中、中心市街地の活性化とまちの賑わいを創出していくためには、商店街・大型店・チェーン店等が互いに協力し、対応していくことが不可欠である。  
こうしたことを背景に、大規模小売店舗立地法の見直しを要望する声が、愛知県商店街振興組合連合会や愛知中小企業家同友会から挙がっている。
- 「地域中小企業応援ファンド融資事業」は、事業を継続する都道府県が基金を造成し、助成金を活用した様々な事業を実施することによって、新商品開発や販路拡大などの新事業展開に取り組む事業者を支援する制度として効果的な事業である。
- 昨今の低金利下において、より事業効果を高めるためには、継続希望団体への中小機構の配分を増やす等の見直しが必要と考えられるので、各団体の助成実績・実情を考慮の上、事業を継続しない団体から生じた貸付金の剰余額の活用が適切になされる必要がある。
- 国は、コーディネーターを中心に、地域の支援機関と連携して売上拡大や資金繰り等の総合的な支援を行う「よろず支援拠点」を全国47か所に設置しており、愛知県では、(公財)あいち産業振興機構に設置され、中小・小規模企業の支援を実施している。
- 過去の満足度調査では8割を超える者がおおむね満足という結果であるほか、よろず支援拠点設置を機に、金融機関や商工会・商工会議所などの他の支援機関との連携が進み、地域全体で中小・小規模企業を支援する体制強化に繋がっている。

